

高知県特別高圧電気料高騰緊急支援給付金（第2期）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県特別高圧電気料高騰緊急支援給付金（第2期）（以下「給付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（給付の目的）

第2条 県は、県内で特別高圧電力を使用する鉱工業者並びに商業施設の運営事業者及びその商業施設内のテナント事業者（以下「事業者」という。）に対し、高騰する電気料金の負担を軽減し、県内での事業運営を支援するため、予算の範囲内で給付金を交付する。

（交付対象者、交付額等）

第3条 給付金の交付の対象となる者、交付対象期間及び給付金の交付額は、別表1に定めるとおりとする。

（給付金の交付の申請）

第4条 交付対象者は、給付金の交付を受けようとするときは、令和6年7月31日までに、別記第1号様式による給付金交付申請書に、別記第2号様式による誓約書その他知事が別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

（給付金の交付の決定）

第5条 知事は、前条の規定による給付金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、給付金を交付すべきものと認めたときは、速やかに給付金の交付を決定し、交付対象者に別記第3号様式により通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

2 知事は、前項の規定により申請内容を審査した結果、給付金を給付しないことが適当であると認めるときは、不交付の決定を行うこととし、理由を付して別記第4号様式により通知するものとする。

（調査等）

第6条 知事は、本給付金事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、事業者に対し、書類の提出又は報告を求め、必要な調査等を行うことができる。

（給付金の交付の決定の取消し）

第7条 知事は、第5条第1項の規定により給付金の交付を決定した場合において、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 別表2に掲げるいずれかに該当したとき。

（2） 前号に掲げるもののほか、本要綱で定める要件に該当しない事実が明らかになったとき。

- (3) 給付金交付申請書その他の関係書類の記載内容に虚偽又は不正等があることが明らかになったとき。
 - (4) 正当な理由がなく、前条に規定する調査等を拒んだため、給付金の適正な交付に関し必要な確認をすることができなくなったとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、給付金の交付に関し、知事の指示に従わなかったとき。
- 2 知事は、前項の規定に基づき給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、理由を付して通知するものとする。

(給付金の返還)

第8条 知事は、前条第1項の規定に基づき給付金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めて当該給付金を返還させるものとする。

(加算金及び延滞金)

- 第9条 事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付の決定の取消しに係る給付金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る給付金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、給付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、事業者の納付した金額が返還を命ぜられた給付金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた給付金の額に充てられたものとする。
 - 3 事業者は、給付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
 - 4 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた給付金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、当該納付額を控除した額によるものとする。
 - 5 第1項又は第3項の規定による加算金又は延滞金の額を計算する場合における年当たりの割合は、じゅん 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(情報の開示)

第10条 給付金の交付又は事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示する。

(委任等)

第11条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年2月6日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条から第10条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表1（第3条関係）

| | |
|---------------|--|
| <p>交付対象者</p> | <p>1 高知県内に所在する事業所において、小売電気事業者と電力需給契約を締結して特別高圧電力を受電し使用する鉱工業（日本標準産業分類表の大分類C鉱業、採石業、砂利採取業及び大分類E製造業に該当するもの）を営む者</p> <p>2 高知県内において、小売電気事業者と電力需給契約を締結して特別高圧電力を受電し使用する商業施設を営む者</p> <p>3 2の商業施設に入居する事業所において、当該商業施設を営む者から2の契約に基づき受電する電力を基とする電力の供給を受け使用する者（当該供給を受ける電力の月別の使用電力量が明らかで、使用電力量相応の電気料金を負担している者に限る。）で、次の者を除く</p> <p>（1）国、法人税法別表第1に規定する公共法人</p> <p>（2）政治団体</p> <p>（3）宗教上の組織又は団体</p> <p>※1から3いずれも申請日時点において高知県内で事業を営んでおり、本給付金の受給後も高知県内で事業を継続する意思を有すること。</p> <p>※1から3いずれも大企業（注）が営む事業所又は商業施設にあっては、令和4年10月から令和5年9月の間に決算期のあった事業年度における当該事業所又は商業施設の営業利益額が前事業年度比で減少していること。</p> |
| <p>交付対象期間</p> | <p>令和5年10月から令和6年5月まで</p> |
| <p>交付額</p> | <p>交付額は、次の式で算定した額とし、1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨て、一の交付対象者当たりの上限額は50,000千円とする。</p> <p>給付金単価×交付対象期間の月毎の特別高圧電力使用量の合計</p> <p>【給付金単価】</p> <p>（1．8円/kWh（令和6年5月のみ0．9円/kWh））×（交付対象者の令和4年12月使用分における特別高圧のキロワットアワー単価/33.18円）</p> <p>※給付金単価は、上記算定式で得た値の小数点第二位を四捨五入した額とする。</p> <p>※交付対象者が大企業（注）の場合の給付金単価は、上記算定式に2分の1を乗じて得た値の小数点第二位を四捨五入した額とする。</p> <p>※給付金単価の上限額は、交付対象者が大企業の場合は0．9円/kWh（令和6年5月のみ0．5円/kWh）、交付対象者が大企業以外の場合は1．8円/kWh（令和6年5月のみ0．9円/kWh）とする。</p> |

（注）大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者で、事業を営む者

をいう。また、中小企業者のうち、次の1から3のいずれかに該当する場合は、大企業と取り扱う。

- 1 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している。
- 2 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している。
- 3 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している。

別表2（第5条、第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。